

# 関電の使用済核燃料の乾式貯蔵施設

## 2月福井県議会での建設同意を止めよう！

六ヶ所再処理工場の操業は見通せず/ 中間貯蔵施設の候補地も示せず

福井県議会議員、関西の自治体・議員にメールや手紙等を送ろう

福井県議会議員のメール等はここにありますが <https://x.gd/1gGMS>

2月福井県議会の日程 2月20日～3月18日 日程表 <https://x.gd/BPYNa>



2月20日から始まった福井県議会では、乾式貯蔵施設の建設同意が議論されます。新知事は「喫緊の課題」として、建設同意に進もうとしています。

関西電力は、高浜・美浜・大飯原発敷地内に使用済核燃料の乾式貯蔵施設を建設しようとしています。最も厳しい高浜原発では、3年以内に使用済核燃料プールが満杯になり運転できなくなります。これを避けるため、乾式貯蔵施設を建設し、原発の運転を続けようとしています。

これまで福井県は、同意の判断を2度先送りしています（昨年9月議会・12月議会）。六ヶ所再処理工場の審査が遅れているためです。

六ヶ所再処理工場は現在も審査が遅れ、当初予定の今年度中にしゅん工（工事・検査の完了）できるかも危ぶまれています。乾式貯蔵施設の建設は、再

処理工場の操業が前提ですが、目途はありません。

建設同意は、再処理工場が安定的に操業してから判断すべきです。

それにも関わらず関電は、早期に建設の同意を得て、今年9月頃に、最初の高浜（第1期分。240トン規模）の建設を開始し、2028年7月頃に運用を始める計画です。

以下で紹介するように、六ヶ所再処理工場も中間貯蔵施設も完成には程遠く、そして福井県民をはじめ関西住民への説明もありません。

福井県の2月議会（2月20日～3月18日）で、建設に同意しないよう、県議会議員や関西の自治体・議員にメールや手紙で反対の声を届けましょう。

私たちは福井県民会議と共に、2月17日に福井県議会に陳情書を提出しました。<https://x.gd/NMyfm>

### 1. 六ヶ所再処理工場の審査は遅れ、本格操業も見通せず

#### 原燃は失敗続きのガラス固化試験を先送りにし、安全性を軽視

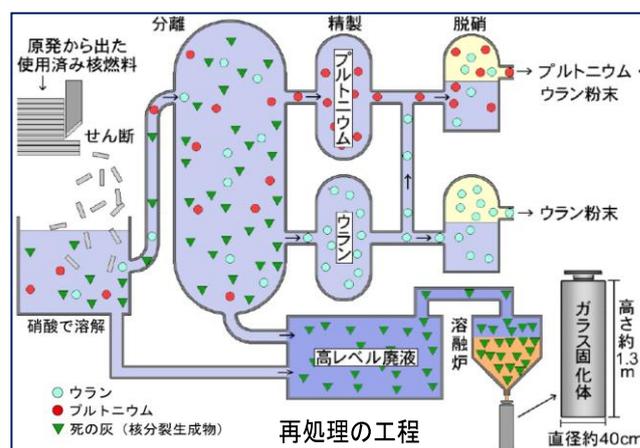
再処理工場の事業主体である日本原燃は（以下、原燃）、国の設工認審査での説明は3月までかかると表明しています。原燃の説明後に、規制委員会の認可や検査等が必要で、今年度中のしゅん工は不確かです。そのため原燃は、ガラス固化試験（高レベル廃液とガラスを混ぜて固化する）をしゅん工後に先送りしようとしています。それでも安全協定締結等に6～7か月かかると原燃社長は述べており、本格操業ははまだ見通せません。

そのため、2月県議会で拙速に乾式貯蔵施設の建設同意の判断をする必要はありません。

#### ① ガラス固化試験の先送りは許されない

原燃の当初計画では、ガラス固化試験を今年10

月頃に実施することになっていました。ところが昨年12月の国の審査会合で、ガラス固化試験を使用前事業者検査の対象から除外し、国の規制の対象から外し、しゅん工後に先送りする計画を示しました。



これは、安全性を軽視するものであり、同時に形式だけ再処理工場のしゅん工を示すためのものです。これまでに溜まっている高レベル廃液のガラス固化ができなければ、新たに燃料をせん断する操業はできません。関電の計画も実効性はなくなります。

### ② 過去のガラス固化試験はトラブル続き

2007年頃のアクティブ試験(使用済核燃料を使った総合試験)では、ガラス固化試験はトラブル続きでした。今回使用する溶融炉も前回のものと同じです。ガラス固化に手間取ることを見越して、先送りしようという姑息な計画です。

### ③ ガラス固化ができるかは安全上極めて重要

ガラス固化ができず、冷却機能が喪失すれば、高レベル廃液が沸騰し、放射性物質が外部に放出される危険があります。また、液体状態の高レベル廃液が地震などによって流出する危険もあります。

廃液が溜まるリスクを軽減する必要がありますが、

ガラス固化試験の先送りはこれに反します。

### ④ 30年前の資料で機器の安全性を確認？

2007年頃からのアクティブ試験によって、多くの施設・設備が既に放射能で汚染されています(アクセス困難なレッドセル)。そのため原燃は、機器等の健全性確認は建設当時(33年前の1993年)の資料等で確認するとしています。しかしこれでは安全性の確認にはなりません。

### ⑤ 原燃からの説明では安全性の確認にならない

福井県の新知事は「乾式貯蔵の事前了解(建設の同意)は六ヶ所再処理工場のしゅん工が重要であり、その審査状況を確認する。安全を第一に、地元の理解を得ていく」と発言しています。他方で福井県は昨年県議会で、「審査状況の確認」は、原燃から説明を聞くと答弁しています。しかし、当事者から説明を受けても、安全性を確認することにはなりません。浜岡原発のデータ捏造隠しを教訓にすべきです。

## 2. 中間貯蔵施設は具体的に何も決まっていない

関電は、乾式貯蔵施設で貯蔵した使用済核燃料を中間貯蔵施設に搬出する計画です。しかし、肝心の搬出先の中間貯蔵施設の候補地や規模等は何も決まっていません。

山口県の上関中間貯蔵施設計画については、山口県内で反対運動が強く、とりわけ関電の使用済核燃料が持ち込まれることに強い反発があります。

一方、青森県むつ市の中間貯蔵施設について、東電と日本原電は、他社の使用済核燃料の貯蔵を可能とする「事業者間連携」をむつ市と青森県に求めています。関電分も含まれると推定されます。

しかし、むつ中間貯蔵施設は2005年の立地協定

で、東電と日本原電の2社だけの使用済核燃料を貯蔵することが定められています。そのため、青森県の副知事は、「事業者間連携は(施設の)立地協定には想定されていない。議論の俎上に上がってこない」と批判しています。むつ市民も他電力分を受け入れないように青森県に申し入れています。関電分の貯蔵は認められません。

このような状況で乾式貯蔵施設を建設すれば、使用済核燃料が原燃敷地内に長期に渡って居座り、立地地元が核のゴミ捨て場になる可能性があります。核のゴミを増やさないためには、乾式貯蔵施設の建設を止めて、老朽原発の運転を止めることです。

## 3. 福井県内及び30km圏内の京都府・滋賀県の住民の声を聴くべき

乾式貯蔵施設の建設同意の権限は、福井県と立地自治体に限られていますが、福井県民への説明さえありません。また、老朽原発の運転が継続され事故

の危険が高まるにも関わらず、30km圏内の京都府・滋賀県でも住民への説明はありません。

原発事故で被害を受ける住民の声を聞くべきです。

2026.2.20 避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション/ 原発なしで暮らしたい丹波の会/ 原発なしで暮らしたい宮津の会/

脱原発はりまアクション/ 原発防災を考える兵庫の会/ 美浜の会/ 避難計画を考える滋賀の会)

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満 4-5-8 八方商事第2ビル 301 TEL：06-6367-6580 [mihama@jca.apc.org](mailto:mihama@jca.apc.org)